

## 6月議会は休日議会を行います

基山町議会6月議会は、休日しか傍聴できない方も都合がつくように、左表の日程で開催する予定です。会期中は、どの日でも傍聴できますので、お気軽にお越しください。議場は、役場4階です。

※問合せ先 議会事務局 ☎921-6543

## 平成30年6月議会 会期日程 (予定)

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所
1	金	午前9時30分	本会議	会期を決定します。 町長が議案の提案理由を説明します。	議場
2	土	午前9時	本会議	《一般質問》 議員が町政に関する質問を行います。 (一人60分以内)	
3	日	午前9時	本会議		
4	月	午前9時30分	本会議	議案審議(議案内容について町長に質問します。) 委員会付託(委員会で審査するように決めます。)	委員会室
5	火	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 (厚生産業常任委員会)	
6	水	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。 (総務文教常任委員会)	
7	木	午前9時30分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。	議場
8	金	午前9時30分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	

※日程は、状況により変更することがあります。

## 県下一斉ふるさと美化活動にご協力ください

ふるさと美化活動が県下一斉に実施されます。自宅周辺の道路などでごみを拾い、快適な環境を保ちましょう。ご協力をお願いします。

▽日時 6月3日(日)午前中

▽場所

各区で選定した場所、自宅周辺の道路、公園、河川など

▽集めたごみについて

①ごみは各区に配布しているふ

るさと美化活動専用ごみ袋に

入れ、午前11時までに各区の公民館に集めてください。

②専用ごみ袋は可燃と不燃の2種類ですが、可燃ごみ・缶・

ビン・不燃物の4種類に分別してもらえれば、可燃・不燃のどちらの袋を使用しても構いません。

③各区の公民館で集められ、専用ごみ袋に入ったごみは翌日

以降に収集を行います。

※小雨決行(大雨の際は各区で判断し、中止の場合は6月中に実施します。)

※ポイ捨てや不法投棄以外のごみ、家庭からのごみは定期回収です。よろしくお願いします。

※問合せ先 生活環境係

まちづくり課 ☎921-7941

## 雑紙をリサイクルしましょう

皆さんは、リサイクルできる「雑紙を可燃ごみとして出していますか。

現在、資源物回収ステーションで新聞紙やダンボールの他に、雑紙を含む雑誌類についても回収を行っています。雑紙を可燃ごみから資源物にすることで、資源物の増加につながり、ごみ袋代の節約になります。

▽雑紙の例

雑誌、カタログ、本、ノート、

パンフレット、包装紙、紙箱、名刺、メモ用紙、コピー用紙、封筒、はがき、カレンダー、ポスター、文房具の台紙、菓子やカレールー等の包装箱等

▽雑紙を出す時のルール

・雑誌類は丈夫なひもで縛って出すか、紙袋に入れて定期収集日に出す。

・雨天時は、次回の収集日まで待つか、袋の底が抜けないように補強する。

・汚れや臭いの付いた紙、写真、シール、感熱紙(レシート等)、ビニールコート紙、雑紙についているビニール、ファイルの留め具等は可燃ごみに出す。

・資源物回収ステーションに持ち込むことも可能です。

※問合せ先

まちづくり課 生活環境係 ☎921-7941

# 平成30年9月に採用する 社会人経験枠 基山町職員を募集します

町では、社会人経験のある方を対象とした、平成30年9月に採用予定の職員の採用試験を、次の要領で実施します。

## ▽採用内容

### 採用内容

#### ▽採用予定試験区分及び人員

- (1) 一般事務（不動産取引関連業務等経験者）：1名
- (2) 保育士（社会人児童福祉経験者）：1名
- (3) 文化財保護主事（社会人文化財実務経験者）：1名

※右の職種として採用予定ですが、他部署も含め、役職（課長、係長等）に登用される場合もあります。

#### ▽職務内容

- (1) 空家等の対策に関する事務、建築確認申請事務、その他
- (2) 子育てに関する相談支援、障がい児保育に関する専門的職務
- (3) 文化財の調査保護及び保存活用に関する専門的職務

## ▽受験資格

いずれも昭和38年4月2日以降に生まれて、次の資格・免許・経験等の要件を満たすこと。

- (1) 建築士又は宅地建物取引士の資格を有し、民間企業等の実務経験年数が資格取得後に5年以上あること。
- (2) 保育士の資格を有すること。
- (3) 文化財保護主事（社会人文化財実務経験者）：1名

※右の職種として採用予定ですが、他部署も含め、役職（課長、係長等）に登用される場合もあります。

#### ▽職務内容

- (1) 空家等の対策に関する事務、建築確認申請事務、その他
- (2) 子育てに関する相談支援、障がい児保育に関する専門的職務
- (3) 文化財の調査保護及び保存活用に関する専門的職務

## ※実務経験年数について

①実務経験年数とは、週あたり30時間以上の勤務で就業した期間が該当します。なお、休業等（私的傷病等による休暇、介護休暇等）で勤務しなかった期間が連続して30日以上ある場合には、その全期間を実務経験年数から除きます。ただし、産前産後休暇及び育児休業の期間は、実務経験年数に含まれます。

②実務経験が複数ある場合は、それらの期間を通算できます。実務経験年数の算定は、平成30年8月31日時点までで行います。

## ▽申込書等の請求

### 受験手続

#### ▽申込書等の請求

試験案内、申込書、経歴調査書、業績一覧は、総務企画課（役場3階）で交付又は基山町ホームページからダウンロードできます。

郵便請求の場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、宛名を明記した定

型の返信用封筒（A4サイズの入る大きさ）に、120円の手紙を必ず貼って同封してください。

## ▽申込書の提出方法

申込書に必要な事項を記入し、写真欄に平成30年4月以降に撮影した本人の写真を貼って、総務企画課までご提出ください。

## ▽申込み締切日

6月13日（水）必着  
（土・日曜日を除く午前8時30分〜午後5時15分）

## 採用試験

### ▽第1次試験

日時 6月24日（日）  
午前8時30分集合  
場所 基山町役場  
内容 社会人基礎試験（職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力等を検証する試験）、

適性検査、作文試験

※適性検査及び作文試験については、第1次試験に実施しますが、採点結果は第1次試験の判定には用いられません。第2次試験の判定基準とします。

## ▽第2次試験

試験日 7月15日（日）予定

※時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。  
※申込み・問合せ先 総務企画課 行政係（役場3階）  
☎92-7915

基山町役場で働いてみませんか



基山町ホームページ (<http://www.town.kiyama.lg.jp>)

検索

※基山町ホームページで要綱等をご覧ください。